

公的年金の物価スライド特例措置

3年間で特例水準と本来水準の差を解消

公的年金の年金額は、物価の変動率に応じて年度ごとに改定されることになっています。

平成16年の年金改正により、現役世代の人口の減少などを考慮して、物価等の上昇から公的年金加入者数の減少率などを差し引いた率で年金額が改定されることになっています。

ただし、平成16年度改正による物価スライドの自動調整は、本来水準が特例水準を上回ってから適用することとされており、現在まで一度も発動されことはありません。そのため、平成24年度現在、本来水準と特例水準の差は2.5%にまで拡大して

います。

この特例水準の存在により、本来の給付水準に比べて毎年約1兆円の給付増となっており、過去の累計で、約7兆円（基礎年金・厚生年金給付費の合計）の年金の過剰な給付があったと指摘され、平成24年11月に成立した年金改正では、早期に計画的な解消を図る観点から、特例水準について平成25年度から27年までの3年間で解消することとなっています。

平成25年度は10月から実施され、解消のスケジュー

ールは、平成25年10月▲1.0%、平成26年4月▲1.0%、平成27年4月▲0.5%となっています（物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は減少します）。

年金額の推移

年月	基礎年金	厚生年金 (標準世帯)
平成24年4月～	65,541円	230,940円
平成25年10月～ (▲1.0)	64,875円 (▲666円)	228,591円 (▲2,349円)
平成26年4月～ (▲1.0)	64,200円 (▲675円)	226,216円 (▲2,375円)
平成27年4月～ (▲0.5)	63,866円 (▲334円)	225,040円 (▲1,176円)

※ 仮に物価・賃金が上昇も下落もしない仮定した場合のもの

特例水準と本来水準の推移について

